

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		汚染土壌処理業新規、更新及び変更許可
根拠条例・規則名		土壌汚染対策法
条 項		第 2 2 条第 1 項及び第 2 3 条第 1 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話 : 048-829-1331)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 法令の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされていると認められるため。
	設定等年月日	平成 2 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	新規・変更許可 : 6 5 日 更新許可 : 4 5 日
	設定等年月日	平成 2 2 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		